

財務諸表に対する注記（本部拠点区分）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法・・・該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産・・・該当なし
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金・・・該当なし
 - ・賞与引当金・・・重要性に乏しいため賞与引当金は計上しない

2. 重要な会計方針の変更

当該年度より社会福祉法人会計基準（平成 29 年 4 月 1 日施行）へ移行した。

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職共済制度及び、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等手当共済制度に加入している

4. 拠点が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分が作成する財務諸表は以下の通りになっている。

- ア. 本部拠点（社会福祉事業）
サービス区分・保育事業のみ

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

6. 会計基準第 3 章第 4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取消し ・・・該当なし

7. 担保に供している資産・・・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
構築物	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	0	0	0
合計	0	0	0

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債券の当期末残高・・・・・・該当なし

10. 満期保有目的の債権の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益・・・・・・該当なし

11. 重要な事後事象・・・・・・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項・・・・・・該当なし